

中学生向け予防教育事業「からだ いのち ところ」実施要綱

－子どもが安全な行動を選択するための取り組み－

【1. 背景】

佐賀県は、10代の望まない妊娠による中絶件数が全国的に高い状態が続いており、問題は深刻である。また近年、非出会い系サイトによる性被害の発生が確認されており、中学生も被害に遭うなど、そこには性に関する知識の乏しさだけでなく、自分を大切にする意識の低さも垣間見える。

10代は、自我や価値観の確立過程にあり、不安的な心理状態にある。そのため、様々な環境の影響を受けながら成長発達している。近年、諸外国の研究から、思春期の性行動においても、子ども自身の要因に限らず、仲間、パートナー、学校、家庭や地域など、子どもを取り巻く環境の要因が影響していることが明らかとなっている。また、この望まない妊娠による中絶は、10代後半ではデートDVと言われる交際間の暴力が背景にあることが内閣府の調査から明らかになり、これが将来のDVへと発展している。

佐賀県の中学生に対して、命の尊さを知り、自己の身体を守り、相手の心と身体を思いやる教育を実施することは重要である。より予防教育の効果を高めるためには、中学校の生徒に系統立てた教育を行い、学校の教職員や保護者に情報を提供し、協力して教育を継続する必要がある。

【2. 目的】

中学生の生徒、教職員及び保護者が予防に関する知識・意識を持ち、生徒が安全な行動を選択することができる。

【3. 目標】

- 1) 中学校の教職員及び保護者への情報提供により、予防に関する知識・意識を高めることができる。
- 2) 中学生の家庭・学校・友人関係、HIV 予防に関する知識・意識・行動を把握して、学校の性教育指導要領に沿ったかたちで実施する。
- 3) 地域の専門家や中学校の教職員及び保護者と協力して、生徒の予防教育を実施する。

【4. 対象】

県内の中学校の生徒、教職員及び保護者を対象とする。

【5. 実施方法】

- 1 DV総合対策センター（以下、センターという）の事業として実施する。
- 2 23年度の新規募集は3校までとする。（継続校含め20校に達した段階で締め切り）
- 3 継続校においてはその意向を確認し、日程調整を速やかに行う。
- 4 本事業については以下の研修・講演を必ず実施する。
 - ①教職員向け研修。
 - ②保護者向け講演会。
 - ③生徒向け講演会及びグループワークを学年単位で実施する。
- 5 中学校は、事後アンケートに協力する（アンケート実施については各学校と協議する）
- 6 中学校は、講演等実施に必要な機材について協力する。

【6. 実施するプログラムについて】

22年度に実施したプログラムを基本にして各学校と協議する。このプログラムは中学校の保健授業の内容に沿ったものである。

【7. プログラム案】

各学年、講演とグループ学習の2コマ（1コマ50分）で実施する

1年次 講演「命の大切さ」

グループ学習「中学生男女のつきあい」

2年次 講演「相手を思いやり自分を大切にす

グループ学習「危険な誘いから自分の身を守る」

3年次 講演「エイズを通して命を考える」

グループ学習「年上の相手との交際の危険」

【8. 講演実施者】

1年生：主に助産師が担当

2年生：主にセンターが担当

3年生：主に保健師が担当

【9. 手続き】

- 1 このプログラムの継続実施を希望する中学校は、別添の意向調査表を記入後センターへファックスする。
- 2 新規校は、センターへ直接申し込むものとする。
- 3 実施内容、実施方法についての打ち合わせは中学校担当者とセンターで事前に行う。

【10. 実施に係る経費の負担】

- 1 中学校は、講師に対する謝金及び旅費については発生しない。
- 2 資料の作成に要する経費はセンターが負担する。

【11. その他】

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。